

新潟家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日 時

平成16年12月16日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

新潟家庭裁判所大会議室

3 委員等の出欠状況

委員等の出欠状況は別紙第1のとおり

なお、委員長である田中壮太所長は、12月16日付けで転出し、後任の石塚章夫新所長が未着任のため、あらかじめ指名されていた中山直子委員が委員長代理として議事を進行した。

4 その他

報道機関に対する議事の公開

報道機関による議事取材の申込みがあったので、これを認めた。

第2 議 事

1 少年保護事件の現状について

首席書記官が少年事件の現状を説明した。説明の要旨は別紙第2のとおりである。

2 ビデオ上映

実際の少年審判手続がどのように行われているかについて各委員の理解を深めるために、少年審判手続に関するビデオを上映し、各委員が視聴した。

3 法の日週間行事の報告，感想

首席家庭裁判所調査官から、10月6日に法の日週間行事として開催した「新潟家庭裁判所見学ツアー」の実施結果報告が行われ、行事に参加した委員の1人から感想が述べられた。

(首席家庭裁判所調査官)

今回の新潟家庭裁判所見学ツアーは、少年事件をテーマとして取り上げた。参加者にビデオで少年審判事件手続の理解を深めていただいた後、万引きをした女子高校生を題材に、模擬の調査及び模擬の少年審判を裁判所職員が実演した。その後に庁舎見学会をしていただいた。このツアーには50人以上が参加し、質疑コーナーでは多くの質問があり、少年事件に対する関心の高さがうかがえた。テレビや新聞でも報道された。おおむね好評だったと受け止めている。

(学識経験者委員E)

家庭裁判所委員会の委員に任命されたので、見学ツアーに参加したが、幅広い層の方が参加していた。模擬少年審判ビデオを見た上で裁判所職員による模擬面接や模擬少年審判を見せたもらったが、意見、質問も多数あって、一般市民が少年事件を幅広い視点でとらえているとともに、少年事件が社会に深刻な影響を与えていると感じた。このような広報活動に参加することで少年事件に関する理解が深まることから、繰り返し行うことが大切であり、今後も企画していただきたい。また、当日は多数の報道機関の取材もあり、新聞、テレビ等で紹介されたが、広報効果を考えると、マスコミの果たす役割は重要であり、今後もマスコミに積極的に働きかけていただきたい。

4 少年事件に関する意見交換

(1) 少年事件の報道に関する事項

事件を起こした子のプライバシーと報道の在り方及び 矯正教育の実態や更生の程度等をどの程度まで報道すべきかについて、一括して意見交換を行った。

(学識経験者委員 G)

少年事件の報道に関しては、少年の更生の妨げにならないように、そのプライバシーの保護に配慮する必要があると言われていている一方、非常に詳細な記事を掲載している雑誌等も見られる。

については、マスコミの報道というよりも、事件が係属した裁判所や児童相談所、警察、鑑別所といった少年事件に関わる各種機関の情報開示の在り方を中心に各委員の御意見を伺いたい。 については、少年院等から少年が社会に出るに当たってどの程度更生できたのかといった点が社会の関心事となり、マスコミの中には「そこまで報道するか」と思われるほど詳細に報道するところもあるが、少年の健全育成への障害にならないかといった観点から、マスコミの報道の在り方について御意見をいただきたい。

(法曹委員 I)

犯罪報道に関しては、被害者のプライバシーに配慮すべき刑事事件も多いのではないかと。

(学識経験者委員 A)

少年についての精神疾患に関する診断名等が新聞に載るだけでそれが一人歩きし、保護者や同一の診断名を持つ方にも影響するので、安易に診断名を公表することには違和感がある。

(学識経験者委員 D)

長崎の事件報道を見ると、ごく普通のなんでもない子が事件を起こしているように感じられる。子供をもつ親の評価という面からみて、家庭裁判所やその他の機関からの情報開示ないし報道内容について、国民がどのくらい満

足しているかという視点が大切ではないかと考える。プライバシーを根拠にマスキングした形で報道しても少年事件は減らないのではないか。すなわち、少年事件が起きた原因の分析と再発防止のための観点からの報道が求められている。

(法曹委員H)

事件の内容を詳細に報道することによって社会的に注意喚起がされて再発防止に役立つかという点、必ずしもそうとも言えず、模倣犯を誘発するという弊害(犯罪の連鎖性)も考えられる。

(少年係裁判官)

少年事件の審判に当たって、裁判所では、まず非行事実を認定できるかどうかを判断し、仮に非行事実を認定できたとして、どのような処遇をするのがその少年の更生を図るために最もふさわしいかを考えることになる。そのためには、非行に至った経緯、育成歴、家庭等境の問題等といったプライバシーに踏み込んだ調査、検討が必要となる。そして、一定の処遇を決めた後は、更生がスムーズに行われるように配慮する必要があるから、マスコミ等に対する事件の情報提供に当たっては、その点の障害になるかどうかを個別の事件ごとに判断することが必要となる。

(学識経験者委員C)

家庭裁判所では、事件に関する情報を公開するについて委員会のようなものに諮って検討することになっているのか。

(事務局長)

そのようなことにはなっていない。

(2) 少年法等の改正に関する事項

(少年係裁判官)

少年非行が深刻な状況にあり、触法少年による凶悪事件が相次いで発生す

るなどしている現状に適切に対処することを目的として、少年法等を早期に整備する必要があるとして、法制審議会少年法部会に改正要綱の骨子を提示して諮問第72号として諮問され、現在審議が行われている。

諮問骨子の主要な点としては4点ある。第1点目は、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をしたいわゆる触法少年などに対して、事案の真相を解明し適切な保護を施し、健全な育成を図るために警察官等による調査の権限及びその手続について必要な法的整備をしようというものである。第2点目は、14歳未満の少年についても、特に必要があると認める場合には、少年院送致の保護処分を選択できるというものである。第3点目は、保護観察中の少年について、遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための措置等を整備しようとするものである。具体的には、遵守事項を遵守しない少年に対して、保護観察所の長が警告を発することができることとし、警告したにもかかわらず遵守事項を遵守しなかった場合には、これを保護観察中の新たな事由の発生という事態と捉え、保護観察所の長の申請により、家庭裁判所において保護観察における指導監督によって本人の改善更生を図ることができるかどうかを判断し、これができないと認める場合には、児童自立支援施設等又は少年院への送致をすることができるというものである。第4点目は、少年非行の背景には保護者の側にも問題があることが多いと指摘されていることから、少年の健全育成を図るため、保護観察所の長及び少年院の長が保護者に対して助言、指導をすることができるというものである。

(法曹委員H)

少年刑務所での処遇については、社会からの隔離、秩序維持という面が重視され、きちんと更生できるような機能を果たしているかどうか気がかりである。したがって、少年事件の厳罰化についてはやや心配している。

(学識経験者委員E)

少年法の理念は少年の更生にあることは確かであるが、少年事件の社会的

インパクトが強く，凶悪犯の低年齢化などがあることから厳罰化の意見があると思う。少年事件の厳罰化は，教育とからむ大きな問題になると思う。

(学識経験者委員D)

更生できるかどうかという観点からすると，厳罰化が更生のために実効性があるとは思えない。むしろ，教育関係者など普段から子供と接する機会の多い人たちの意見を十分に取り入れて改正を行うべきである。

5 法教育・司法教育に関する事項

(事務局長)

新潟家裁では，社会や学校に対する法教育活動が重要である考え，各種団体や機関の行う研修会に講師を派遣したり，小中学校からの家庭裁判所の見学を積極的に受け入れ，裁判官，調査官による講義を実施している。また，家庭裁判所における手続に関し，新しい制度が創設されたり，改正された場合には，その広報の趣旨も含め，パンフレット等を作成し，裁判所に備え置くほか，自治体等に備置きを依頼するなどの措置を講じている。

法教育活動については，今後も充実させていきたいと考えている。

6 新潟県中越地震についての裁判所の取組等の概要

(法曹委員H)

弁護士会では，地震に伴う紛争に関し，長岡市，小千谷市，十日町市，川口町で相談を行っているが，近隣の関係の相談が大部分であり，調停事件が急増するかもしれないと懸念している。もしそういう事態になって調停委員が不足するということであれば，弁護士会としても協力したいと考えているので，地震による事件処理の影響等について伺いたい。

(事務局長)

調停事件の急増対策として弁護士会から御協力いただけることは大変ありが

たいことでありお礼申し上げます。しかし、今のところ、被害を受けていない調停委員で処理できており、また、地震に伴って家事調停が急増しているという兆候も見られない。今後そのような兆候が現れたときは、改めて御相談させていただきたいと考えている。

被災地には、長岡支部、十日町出張所及び南魚沼(旧六日町)出張所があるが、これらの庁舎については、壁にひびが入ったものの、構造上の問題がないことが判明したので、来庁する市民の方には安心していただきたい。職員については、怪我人は出なかったものの、自宅損壊等の被害を被ったり、避難所生活を余儀なくされた者、交通途絶等のために出勤に支障を来した者もあった。そのため、通常どおりの態勢で事務処理をできない期間があったが、事件を処理するために現地に本庁の職員を派遣したり、緊急的に本庁で事件を処理する等の措置を講じ、一般の利用者にはできるだけ迷惑をかけることのないように配慮した。そして、11月22日以降は、通常の実務処理をすることができる態勢に回復した。

なお、新潟家裁では、現地の裁判所の施設を被災した市民の方の避難場所として提供する旨の申出をしたり、被災した方の精神面のケアのために、心理臨床の専門家である家庭裁判所調査官によるカウンセリングのボランティアの申出などを行った。また、今回の地震は、強い余震が長期間断続的に発生していることもあり、職員に対し精神面でのケアが必要であると判断し、そのために専門家によるカウンセリング等も行った。

(学識経験者委員B)

地震による被災地域では、まだ裁判所に紛争を持ち込む余裕がなく、法律相談の段階で不安を取り除く程度なのが実態だと思う。相隣関係、地震に起因する紛争等については、地裁又は簡裁が取り扱うが、法律の専門家というよりは建築家等の専門家も入れて調停委員会を構成することが必要であるとする。

第3 次回期日

平成17年6月30日午後1時30分から午後3時30分

(別紙第1)

家庭裁判所委員会委員等出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

学識経験者委員	薄 田 祥 子
同	風 間 士 郎
同	國 谷 知 史
同	鈴 木 三 也
同	寺 澤 幸 男
同	森 下 美 知 子
同	山 中 景 子
法曹委員	足 立 定 夫
同(委員長代理)	中 山 直 子
同	前 澤 康 彦

(2) 欠席者

委員長	石 塚 章 夫
学識経験者委員	伊 藤 昭 子
同	高 橋 道 映
同	高 森 美 紀 子
同	望 月 綾 子

2 委員以外の裁判所の出席者

少年係裁判官	入 江 克 明
首席家庭裁判所調査官	水 口 芳 壽
家事首席書記官	野 寺 富 和

少年首席書記官	藤 田 耕 一
事務局長	上 田 正 俊
事務局次長	和 田 謙 二

(別紙第2)

少年保護事件の現状について

平成14年及び15年の2年間における本庁及び管内4支部別の一般保護事件及び道路交通保護事件の新受受人員は、平成15年は平成14年に比較して、人数にして603人、割合で見ると12.6%減少している。少年事件の減少傾向は、少年人口の増減に対応しているといわれており、全国的な傾向である。

一般保護事件のうちの刑法犯は、全体としては、平成14年が3,624件のところ、平成15年は3,237件と約11%減少しているが、遺失物等横領事件については、平成14年度が498件のところ、平成15年は554件と反対に約11%増加していることが注目される。平成11年の433件と比較しても約30%弱の増加傾向を示している。

一般保護事件及び道路交通保護事件の処分結果は、平成14年、15年ともほぼ同じ割合を示している。すなわち、審判不開始又は不処分で終局する事件の合計割合は約80%であり、約13%の少年が保護処分等の処分で終了している。

少年一般保護事件の終局総人員のうち、中学生・高校生の主要非行別割合を見ると、本庁のみの数値であるが、573人中、高校生は307人で約53.6%、中学生は83人で約14.5%となっている。5年前の平成11年に比べると、高校生については13.5ポイント増加し、中学生については11ポイント減少している。

次に、少年一般保護事件の終局総人員のうち、少年が非行を犯したときの教育程度は、中学生が14.5%、高校生が53.6%。大学生が1.6%、中学卒業が7%、高校中退が16.2%、高校卒業が7%、大学中退が0.1%となっている。

少年一般保護事件の終局総人員のうち、非行別に非行時の年齢見てみると、窃盗では、非行時16歳の少年が最も多く、また、その他の財産犯においても同様に16歳が最も多い。粗暴犯では15歳の少年が91人中21人と最も多くを占めている。また、非行全体としては、16歳、15歳、17歳、18歳の順に多く、14

歳少年の終局人員 5 7 3 人に占める割合は，5 5 人で 9 . 6 % を占めている。非行時 1 4 歳の割合は，平成 1 4 年は 9 . 9 % である。この比率は，増減を繰り返しており，増加又は減少といった一定の傾向は見られない。